

電気通信事業法施行規則の一部改正について －指定電気通信役務の範囲の見直し－

平成30年12月
料金サービス課

主な改正の概要

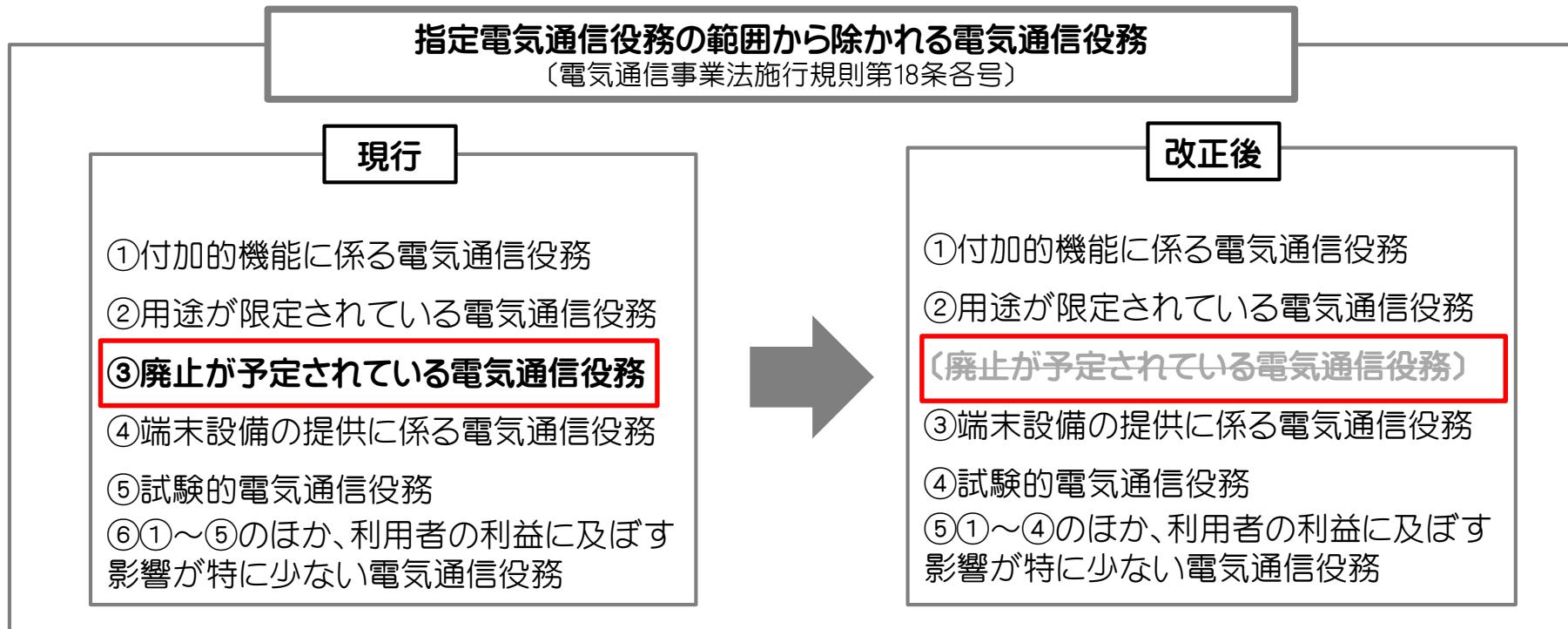
■ 電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)の一部改正

【改正内容】 総務省令で具体的範囲が定められている指定電気通信役務について、その範囲から除かれる電気通信役務を見直すもの(電気通信事業法施行規則第18条第3号の規定を削除)

【背景】 廃止が予定されている電気通信役務であっても、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務が含まれる状況に変化

※ PSTN網のIP網への移行等を踏まえ、電気通信事業法及び国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律(平成30年法律第24号)により、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務に係る電気通信業務の休廃止について、事前届出を義務化等

【施行期日】 平成31年4月1日



改正に係るスケジュール

2

	平成30年 12月	平成31年 1月	4月	
情報通信行政・ 郵政行政審議会 電気通信事業部会	12/7 ▲ 諮 問	<p>意見募集(~1/11)</p> <p>※意見募集は1回のみ</p>	1/25 ▲ 答 申	<p>答申後速やかに公布</p> <p>4/1 ▲ 施 行</p>

(参考)電気通信役務の利用者料金規制の基本的枠組み

- 利用者料金その他の提供条件については、累次の規制緩和を経て、原則として事前規制が課されていない。
- ただし、極めて公共性の高い分野等については、約款届出、役務収支の会計整理など一定の規制が存在。
- 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適当であるため、利用者の利益を阻害しているときは、料金の適正性を担保するため、契約約款変更命令や業務改善命令をすることができる。

基礎的電気通信役務

国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供が確保されるべき電気通信役務

(電話(加入者回線アクセス、離島特例通話、緊急通報)
公衆電話(第一種公衆電話の市内通話、離島特例通話、緊急通報)
光IP電話(OAB～J番号を使用する音声伝送役務のうち基本料金額が一定の条件のもの))



契約約款を作成し、総務大臣に届出

指定電気通信役務

ボトルネック設備を設置する電気通信事業者(NTT東西)が自らの設備を用いて提供するサービスのうち、他事業者の代替的なサービスが十分に提供されない電気通信役務

(NTT東西の加入電話・ISDN・公衆電話・専用線・フレッツ光・フレッツISDN
・ひかり電話 等)

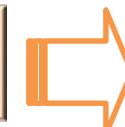


保障契約約款を作成し、総務大臣に届出

特定電気通信役務

指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務

(NTT東西の加入電話・ISDN・公衆電話)



プライスキャップ
(上限価格)規制の対象

関係条文

○電気通信事業法(昭和59年法律第86号) 抄

(指定電気通信役務の保障契約約款)

第二十条 指定電気通信役務(第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務であつて、当該電気通信役務に代わるべき電気通信役務が他の電気通信事業者によつて十分に提供されないことその他の事情を勘案して当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する電気通信役務の適正な料金その他の提供条件に基づく提供を保障することにより利用者の利益を保護するため特に必要があるものとして総務省令で定めるものをいう。以下同じ。)を提供する電気通信事業者は、その提供する指定電気通信役務に関する料金その他の提供条件(第五十二条第一項又は第七十条第一項第一号の規定により認可を受けるべき技術的条件に係る事項及び総務省令で定める事項を除く。第五項及び第二十五条第二項において同じ。)について契約約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2~6 (略)

○電気通信事業法施行規則(昭和60年総務省令第25号) 抄

(指定電気通信役務の範囲)

第十八条 法第二十条第一項の総務省令で定める電気通信役務は、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該第一種指定電気通信設備を用いて提供する音声伝送役務、専用役務並びに主としてインターネットへの接続点までの間の通信を媒介するベストエフォート型である電気通信役務であつてそのすべての区間に光信号伝送用の端末系伝送路設備を用いるもの(共同住宅等内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものを含む。)及び総合デジタル通信サービスに係る端末系伝送路設備を用いるもの(次の各号に掲げるものを除く。)とする。

- 一 付加的な機能の提供に係る電気通信役務(利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を除く。)
- 二 特定の業務の用に供する通信に用途が限定されている電気通信役務
- 三 新規の契約の締結をしておらず、将来廃止することが見込まれる電気通信役務
- 四 端末設備の提供に係る電気通信役務
- 五 利用者の範囲及び期間を限定して試験的に提供する電気通信役務
- 六 前各号に掲げるもののほか、その内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が特に少ない電気通信役務